

様式例第9号の1

農地法第18条第1項第4号（第5号）の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所  
氏名 印

下記農地（採草放牧地）について、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権（農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第18条第2項第6号に規定する者に設定された賃借権）を解除するので、農地法第18条第1項第4号（第5号）の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

平成 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

## 7 その他参考となるべき事項

### (記載要領)

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名 殿

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号（第5号）の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m <sup>2</sup> )	備 考
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日

平成 年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式例第9号の3

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

下記土地について賃借権の〇〇をしたいので、農地法第18条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
賃貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	利用状況	耕作(利用)年数
	登記簿	現況			

3 賃貸借契約の内容 別紙賃貸借契約書写しのとおり

4 賃貸借の〇〇をしようとする事由の詳細

5 賃貸借の〇〇をしようとする日 平成 年 月 日

6 土地の引渡しを受けようとする時期 平成 年 月 日

7 賃借人の生計(経営)の状況及び賃貸人の経営能力

(1) 土地の状況

	農地の面積									採草放牧地の面積			備考	
	自作地			借入地			貸付地			貸付地以外の所有地	借入地	貸付地		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計					
賃貸人													山林 宅地	a m <sup>2</sup>
賃借人													山林 宅地	a m <sup>2</sup>

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具の 種類とその数量	種 類		
	数 量		
飼養家畜の種類 とその頭羽数	種 類		
	数 量		
そ の 他			
固 定 資 産 税 額			
市町村民税の所得決定額			

(3) 世帯員等（構成員）の状況

	世帯員等 (構成員) 〔15歳以上〕 のものの 氏 名	性 別	年 令	世帯員等(構成員)就業等の状況(○印を付す)					備 考
				農 業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	農地法第 2条第2 項該当者	常 時 出稼者	
賃貸人									年雇（常雇） 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員等 (構成員) 男 人、女 人
賃借人									年雇（常雇） 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員等 (構成員) 男 人、女 人

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別		離作料 支給土地 の面積	毛上補償		離作補償		代地補償		備考
			10a 当り	総量	10a 当り	総量	地目	面積	
農地	田								
	畑								
採草放牧地									

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 5 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあっては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 6 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なった年月日及び信託契約終了年月日を記載してください。

様式例第9号の4

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日

農業委員会 (知事受付 年 月 日 号)

土地区分	農地	採草放牧地	申請受付	平成 年 月 日		市町村農業委員会 の 可 見	決定・平成 年 月 日				
目的区分	耕作目的	転用目的		相手方通知予定	平成 年 月 日		却下	不許可			
申請区分	合意	賃貸人	賃借人	契約期間満了	平成 年 月 日		第2項第1号該当				
解除				土地引渡希望	平成 年 月 日		第2号 第4条第5条意見提出 平成 年 月 日 意見書第 号	第3号 該当 第4号 該当 第5号 該当 第6号 該当			
解約					期間の定め のあるもの				同左一 時賃貸	期間の定め のないもの	
更新拒絶				当	否				当	否	無条件許可
条件を変更しなければ更新拒絶				当	否				当	否	条件付許可
				当	否				当	否	

第18条第2項該当審査事項			申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
		第 1 号			
	第 2 号				
第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
	第 4 号				
第 5 号	農業生産法人の要件を欠いていないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
	第 6 号				
(備 考)					



意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知事の決定 平成 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
		指 令 接 受 平成 年 月 日			
本 人 通 知 平成 年 月 日					

都道府県農業会議の見解

(記載要領)

- 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農業生産法人である場合には、当該農業生産法人が農業生産法人でなくなった年月日又は貸貸人が農業生産法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその貸貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その貸貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

様式例第9号の5

指令第 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名 殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住 所  
氏 名  
賃借人 住 所  
氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積(m <sup>2</sup> )	備 考
	登記簿	現 況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 不許可又は却下をする場合には、様式本文中「下記により許可します。」とあるのを、「下記理由により許可しません。」又は「下記理由により却下します。」とし、その理由を記載する。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、なるべく地方農政局長（〇〇市〇〇町〇〇番地）を経由して提出して下さい。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

  - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

農地法第18条第6項の規定による通知書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

通知者 (賃貸人) 住所  
氏名 印

(賃借人) 住所  
氏名 印

下記土地について賃貸借の〇〇をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 平成 年 月 日

賃貸借の更新拒絶の通知をした日 平成 年 月 日

賃貸借の合意解約の合意が成立した日 平成 年 月 日

賃貸借の合意による解約をした日 平成 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 通知者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 5 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。